

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 告 示

生活保護法による指定医療機関の変更(三六一・福祉政策課)  
 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三六一・福祉政策課)  
 開発行為に関する工事の完了(三六三・北秋田建設事務所)  
 公告  
 土地改良事業工事の完了の届出(秋田総合農林事務所)

## 告 示

### 目 次

生活保護法による医療機関の指定(三五九・福祉政策課)  
 生活保護法による施術者の指定(三六〇・福祉政策課)

秋田県告示第三百五十九号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年五月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
岡田小児科医院	医療法人岡田小児科医院理事長	平鹿郡十文字町西原一番町五十一番二号	小児科	平成十三年五月一日
木村内科医院	木村 靖 和	大曲市中通町三番三号	内科 循環器科 呼吸器科 リハビリテーション科	平成十四年三月一日
石川こどもクリニック	医療法人孝真会理事長	能代市字下瀬三十二番地一	小児科	平成十四年三月一日
大潟村診療所	大潟村長	南秋田郡大潟村字中央一番地の十三	内科	平成十四年三月四日
三ヶ田内科循環器科医院	三ヶ田 健 悦	鹿角市花輪字下花輪百三十三番地一	内科 循環器科 小児科	平成十三年十月十五日
高階医院	高 階 高	大曲市四ツ屋字西下瀬五十七番地六	内科 小児科 耳鼻咽喉科	平成十四年二月十五日
こころ歯科医院	医療法人こころ歯科理事長	大館市片山町三丁目一番三十三号	歯科	平成十四年三月一日

秋田県告示第三百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十四年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
成田 久	南秋田郡天王町天王字御休下二百四十六番地三	なりたりラクゼーションルーム	南秋田郡天王町天王字追分西三番地三十五	あん摩・マッサージ・指圧	平成十四年三月二十日

秋田県告示第三百六十一号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

基づき、告示する。  
平成十四年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
池田薬局かわぐち店	池田薬品商事株式会社代表取締役	本荘市川口字八幡前二百六十一番地	池田薬品商事株式会社かわぐち薬局	池田薬局かわぐち店	平成十二年四月一日
池田薬局石脇調剤店	池田薬品商事株式会社代表取締役	本荘市石脇字石脇四十五番地	池田薬品商事株式会社石脇調剤薬局	池田薬局石脇調剤店	平成十二年九月一日
池田薬局マリア店	池田薬品商事株式会社代表取締役	本荘市谷山小路七番二号	池田薬品商事株式会社マリア薬局	池田薬局マリア店	平成十三年八月一日
さいとつ医院	斎藤 史宏	能代市追分町二番三十号	斎藤医院	さいとつ医院	平成十三年十一月一日

秋田県告示第三百六十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
平成十四年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
-----	-----------	-------	-----------

岡田小児科医院	岡田 信 親	平鹿郡十文字町西原一番町五十一番二号	平成十三年四月三十日
斎藤医院	斎藤 静 子	河辺郡雄和町新波字竹の花四十二番地一	平成十三年五月十四日
小玉歯科医院	永井 毅	南秋田郡八郎潟町字一日市二百三十三番地の三	平成十三年九月三十日
下山内科医院	下山 賢 次	大曲市角間川町字下中町三十三番地一	平成十四年三月三十一日
こう歯科医院	越前 康 平	大館市片山町三丁目二番三十三号	平成十四年二月二十八日
木村医院	木村 靖 和	大曲市中通町三番一号	平成十四年二月二十八日
石川こどもクリニック	石川 孝 成	能代市字下瀬三十二番地一	平成十四年二月二十八日
竹内耳鼻咽喉科医院	竹内 利 明	鹿角市花輪字堰向七十三番地 柳沢ビル一階	平成十三年十二月三十一日
東海林整形外科医院	東海林 博	大館市幸町七番一号	平成十四年三月二十五日
高階医院	高階 春 光	大曲市四ツ屋字西下瀬五十七番地六	平成十四年二月十四日

公 告

秋田県告示第三百六十三号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十三年八月二十三日付け指令北建 千七百七十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年五月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大館市中道三丁目一番五十五号

花岡土建株式会社 代表取締役 鈴木 士

二 開発区域に含まれる地域の名称

大館市字相染沢中代十三番一、十三番三、十三番十、十三番十一、十三番十二、十三番十三、十三番三十四、十三番三十五、十三番二十九

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年五月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田市上北手猿田土地改良区

(一) 完了年月日 平成十三年十二月十四日

(二) 事業名 土地改良事業（四ツ小屋地区単小規模土地改良事業（かんがい排水））

二 秋田市上北手猿田土地改良区

(一) 完了年月日 平成十四年一月三十一日

- (二) 事業名 土地改良事業(猿田沢地区基盤整備促進事業(かんがい排水))  
三 秋田市
- (二)(一) 完了年月日 平成十四年三月二十二日  
事業名 土地改良事業(小山田地区基盤整備促進事業(かんがい排水))  
四 秋田市
- (二)(一) 完了年月日 平成十四年一月二十一日  
事業名 土地改良事業(梶ノ目地区基盤整備促進事業(農道整備))

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六  
 E-mail:matsubarar@matsubararansatsu.co.jp  
 FAX(863)〇〇〇五  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社